

川西市集団規定一覽表

用途地域	建ぺい率 容積率	道路斜線 法56条1項1号	隣地斜線 法56条1項2号	北側斜線 法56条1項3号	高さの制限 法55条	外壁後退 法54条	高度地区 法58条	日影規制 法56条の2					
								対象建築物	地盤面から	規制範囲			
								容積率	規制	時間			
第1種低層住居専用地域	50/80	1.25A	/	/	10m	1m	/	軒高>7m または 地上階3以上	1.5m	80	3	2	(1)
	50/100									100	4	2.5	(2)
	60/150									150	5	3	(3)
第2種低層住居専用地域	50/80												
第1種中高層住居専用地域	60/150 60/200	適用範囲容積率 200以下 20m ~300 25m	20m + 1.25A	/	/	/	2 7m + 1A + 0.6B 一部指定区域 A = 8mまでの範囲 B = 8mこえの部分	高さ > 10m	4.0m	150	3	2	(1)
第2種中高層住居専用地域	60/150 60/200 60/300									200	4	2.5	(2)
第1種住居地域	60/200									300	5	3	(3)
第2種住居地域	60/200 60/300												
準住居地域	60/200 60/300									200	4	2.5	(1)
近隣商業地域	80/200 80/300 80/400	1.5A 適用範囲容積率 400以下 20m ~600 25m ~800 30m	31m + 2.5A	/	/	/	/	高さ > 10m	4.0m	200	4	2.5	(1)
	商業地域	80/400 80/600								300	5	3	(2)
準工業地域	60/200	1.5A											
工業地域	60/200	200以下 20m											
市街化調整区域	60/200	1.25A 200以下 20m	20m + 1.25A										
								高さ > 10m	4.0m	200	4	2.5	(2)

1 都市計画法上、建ぺい率60%に指定された土地については、外壁後退規制はない。

2 全域指定ではない。